

利用カード類販売営業所等への立入調査等に関する規程

平成8年12月19日  
青森県公安委員会規程第4号

改正	平成14年4月公安委員会規程第2号	平成17年4月公安委員会規程第3号
	平成22年3月公安委員会規程第2号	平成28年8月公安委員会規程第3号
	平成31年2月公安委員会規程第1号	平成31年4月公安委員会規程第2号

テレホンクラブ等営業所への立入調査等に関する規程を次のように定める。

利用カード類販売営業所等への立入調査等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、青森県青少年健全育成条例（昭和54年12月青森県条例第34号。以下「条例」という。）第28条の2第2項に規定する報告若しくは資料の提出要求又は立入調査に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告又は資料の提出要求)

第2条 条例第28条の2第2項に規定する報告又は資料の提出要求は、報告・資料提出要求書（別記様式第1号）により行うものとする。

(立入調査警察職員の指定)

第3条 条例第28条の2第3項に規定する立入調査をする警察職員は、警察本部の生活安全企画課又は少年女性安全課に勤務する者のうちから青森県警察本部長（以下「本部長」という。）が指定する者とする。

(警察職員の身分証明書)

第4条 条例第28条の2第3項に規定する身分を示す証明書（同条第2項により立入調査をする警察職員に係るものに限る。）は、身分証明書（別記様式第2号）によるものとする。

(委任)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、平成9年1月1日から施行する。

附 則（平成22年公安委員会規程第2号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年公安委員会規程第3号）

この規程は、平成28年8月10日から施行する。

附 則（平成31年公安委員会規程第1号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年公安委員会規程第2号）

この規程は、平成31年4月26日から施行する。

別記様式省略